

平成28年度施策評価シート(平成27年度実施事業)

作成主管課	保険年金課
	健康増進課
関係課	笠間支所市民窓口課
	岩間支所市民窓口課

施策名	社会保障	施策コード	3-2-2
-----	------	-------	-------

総合計画後期基本計画の内容 ※H24.2月策定

政策体系	政策	共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり
	小政策	日々の健康を支える安心な保健・医療の体制を整えます
現況と課題	<p>社会保障制度は、すべての人が互いに支えあい、健康で文化的な生活を営むうえで、重要な役割を担っていますが、現役世代の減少、雇用基盤の変化などから、その制度基盤が揺らいでおり、安心して生活ができる社会基盤を整備するという社会保障の原点の復元と強化を図ることを趣旨とした制度改革の検討が進められています。</p> <p>本市では、市独自の医療福祉費の助成事業など支援制度を展開しながら、メタボリックシンドロームなど生活習慣病を中心とした疾病予防対策を実施し、医療費の抑制にも努めてきました。また、国民健康保険事業については、保険料の適正な賦課・徴収を実施してきましたが、収納率は低い水準にあります。</p> <p>今後は、医療の高度化や生活習慣病の増加などにより医療費が拡大傾向にある中で、適正な国民健康保険事業を運営していくため、国による制度改革(社会保障と税の一体改革)の方向性を注視し、円滑な移行や広域化の検討などを行いながら、レセプト点検や保険料の徴収強化を進めていく必要があります。また、分野横断的な疾病予防対策の推進を図り、持続可能で安心できる社会保障体制を構築していく必要があります。</p>	
施策目標	一人ひとりの信頼と安心を確保していくため、社会保障と財政の両立を意識しながら、医療、保健、福祉、産業など分野横断的な健康増進や疾病予防等の対策を推進します。	

1 総合計画進行管理

市民からの意見・反応等	・国保税が高い。突然の解雇や雇用体系の見直し等により収入が年々下がり支払いが困難。
-------------	---

(1) 目標指標1

市民実感度指標		H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
安心して医療を受けることができると感じている市民の割合	市民実感度	78.500	58.190	63.450	64.140	65.370	0.000
	加重平均値	2.948	2.712	2.767	2.808	2.795	0.000
※※※※※※	市民実感度	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	加重平均値	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
当施策を重要と感じている市民の割合	重要度	96.330	95.380	96.020	94.470	0.000	0.000
	加重平均値	3.748	3.745	3.752	3.815	0.000	0.000

(2) 目標指標2

数値指標		単位	H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
国民健康保険料の収納率(現年度分)	目標値	%		86.75	87	87.3	87.6	88
	実績値	%	82.7	86.06	87.16	87.84	88.97	0
	達成度	%		99.2	100.18	100.62	101.56	0
	ベンチマーク		0	0	0	0	0	0
1人当たりの医療費	目標値	円		211,735	222,321	231,213	238,149	242,912
	実績値	円	186,534	193,652	194,620	203,707	215,208	0
	達成度	%		109.33	114.23	113.51	110.66	0
	ベンチマーク		0	0	0	0	0	0
特定健診受診率	目標値	%		65	40	45	50	55
	実績値	%	37.8	36.7	38.3	38.3	36.9	0
	達成度	%		56.46	95.75	85.11	73.8	0
	ベンチマーク		0	0	0	0	0	0
※※※※※※	目標値	0		0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0	0
	達成度	%		0	0	0	0	0
	ベンチマーク		0	0	0	0	0	0

数値指標の考え方	指標設定の考え方	国民健康保険料の収納率については、国民健康保険の運営上必要不可欠のため設定した。安定一人ひとりの信頼と安心を確保していくため、社会保障と財政の両立を意識しながら、医療、保健など健康増進や疾病予防等の対策を推進します。
	目標値設定の考え方	収納率については、県平均収納率を目標として設定した。1人当たりの医療費については、医療費の伸び率を毎年1%ずつ抑えることで、医療費の抑制を図る目標として設定した。特定健診受診率については、笠間市特定健康診査等第2期実施計画の目標値として設定した。

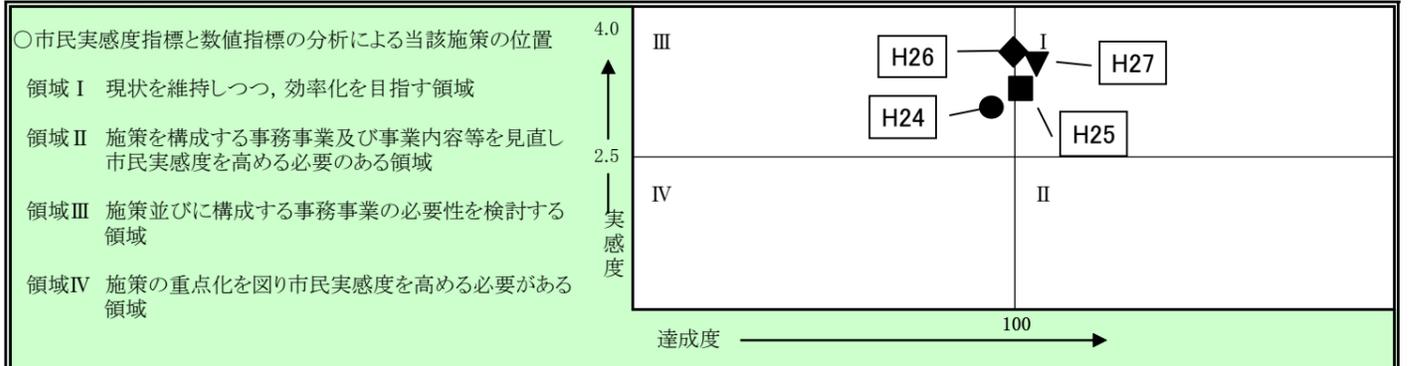
2 施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担をどう考えるか

市民の役割	<p>市民(地域・団体・事業所)が自助でやるべきこと。共助でやるべきこと。市と協働でやるべきこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保税については、被保険者が納税の義務を果たす。 ・国保資格等に異動があった場合は速やかに手続きを行う。 ・特定健診を積極的に受診し、疾病の予防に努める。 ・ジェネリック医薬品を積極的に使用し、医療費の削減に努める。
行政の役割	<p>市がやるべきこと。県がやるべきこと。国がやるべきこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は適正な賦課と徴収を行う。 ・特定健康診査事業を行い、疾病予防対策を実施し医療費の抑制にも努める。

3 平成27年度取組状況

取組状況等	<p>取り組み内容と成果、成果が得られた要因として考えられること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保税の収納率向上(現年度分)については、未納者に対して早い段階で電話による催告を実施(H27年度:電話応対者中85.20%納付済)、新規加入世帯及び納付書による納税者に対して口座振替による納付方法への変更を推進(対前年比0.88%増)、コンビニ納付の利便性をPR(H27年度:収納額のうち16.2%該当)等の方策に取り組んだ。 ・特定健診受診率向上については、市内14の医療機関において健診可能として受診し易い環境を整え、特定健診未受診者には、電話による勧奨や未受診の理由調査、更には健康講座を開催して早期発見、早期治療の意義を伝えた。
-------	---

4 施策の評価(現状分析)



達成度評価	<p>指標を分析した結果施策目標は達成されたのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保税の収納率(現年度分)は、平日・夜間・休日における電話催告の実施によるうっかり納付忘れから常習的な未納者へ発展することの未然防止、口座振替による納付の推進やコンビニ納付を周知したことによる納付方法の利便性が浸透したため、市の目標数値が達成でき、収納率は年々増加傾向にある。 ・特定健診受診率は目標数値には達していないが、市内医療機関で健診可能であることを広報し利便性をPRしたことはもとより、未受診者への聞き取り調査結果を基に受診への動機づけ方策を分析解明したり、健康講座の開催による健診の意義を伝え受診のきっかけ作りを行うなど今後の受診率向上へつなげるための事業を行った。
-------	--

構成事務事業の適正性	<p>施策目標を達成するための手段(事務事業)の構成は妥当か</p> <p>目標数値達成のためには適正な事業である。</p>
------------	--

残された課題	<p>平成28年度以降に残る課題、その要因として考えられること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保税(現年度分)収納率88.97%については、市の目標値87.60%に達成しているが、県公表の市平均89.8%(H26速報値)には達していないため、更なる収納対策が必要である。(適正な資格者への課税…国保と社保の重複資格者及び非居住者の資格喪失処理) ・特定健診の受診率36.43%については、市の目標値50.0%を達成させる。(特定健診の必要性について周知)
--------	--

5 今後の方向性

取組方針	<p>平成29年度に向けた施策方針</p> <p>歳入においては、保険料賦課に対する適正な課税率の設定並びに収納率を向上させ資金を確保し、歳出においては、特定健診受診率を向上させメタボリックによる疾病の早期発見、早期治療へつなげることで医療費の削減並びに医療給付費の適正な支給に努め、その結果、国民健康保険特別会計の健全な財政運営へと反映させる。</p>
------	---

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

施策名 02 社会保障

事業費合計	平成25年度	平成26年度	平成27年度	3カ年計	3カ年平均
	9,922,420	11,484,989	12,796,116	34,203,525	11,401,175

	施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果			補助区分	事業費(千円)			小施策	担当課	貢献度評価		
				成果指標①	単位	平成25年度		平成26年度	平成27年度	平成25年度				平成26年度	平成27年度
1	国民健康保険税徴収事務(笠間支所)	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の加入者に対し、国民健康保険税の徴収業務を行い、国民健康保険の健全な財政運営を図る。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	101 義務的事業	国保税現年度徴収率(笠間市)	%	86	87	89				02 国民健康保険の安定運営	市民窓口課(笠間)	義務的事業	
2	国民健康保険事務事業(笠間支所)	国民健康保険法に基づき、各種届出を受理し、適正に処理する。支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	101 義務的事業	資格の取得(転入、社保離、出生等)	件	561	566	565				02 国民健康保険の安定運営	市民窓口課(笠間)	義務的事業	
3	国民健康保険税徴収事務(岩間支所)	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の加入者に対し、国民健康保険税の徴収業務を行い、国民健康保険の健全な財政運営を図る。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	101 義務的事業	国保税現年度徴収率(笠間市)	%	86	87	89				02 国民健康保険の安定運営	市民窓口課(岩間)	義務的事業	
4	国民健康保険事務事業(岩間支所)	国民健康保険法に基づき、各種届出を受理し、適正に処理する。支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	101 義務的事業	資格の取得(転入、社保離、出生等)	件	350	426	370				02 国民健康保険の安定運営	市民窓口課(岩間)	義務的事業	
5	後期高齢者医療制度事業(笠間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。75歳以上の高齢者及び一定以上の障害がある65歳以上75歳未満の方を対象として、平成20年度より後期高齢者医療制度が規定された。支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	101 義務的事業	被保険者数(笠間市)	人	10,297	10,467	10,761				03 後期高齢者医療制度の適正な運営	市民窓口課(笠間)	義務的事業	
6	後期高齢者医療制度事業(岩間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。75歳以上の高齢者及び一定以上の障害がある65歳以上75歳未満の方を対象として、平成20年度より後期高齢者医療制度が規定された。支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	101 義務的事業	被保険者数(笠間市)	人	10,313	10,467	10,761				03 後期高齢者医療制度の適正な運営	市民窓口課(岩間)	義務的事業	
7	国民年金事務(笠間支所)	国民年金事業の事務の一部は政令で定めるところにより、市町村長が行うこととなっていることから市民サービスの向上のため、市で一部事務を行っている。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	101 義務的事業	取得、転入届、20歳届出	件	686	660	636				04 国民年金制度の普及・啓発	市民窓口課(笠間)	義務的事業	
8	国民年金事務(岩間支所)	国民年金事業の事務の一部は政令で定めるところにより、市町村長が行うこととなっていることから市民サービスの向上のため、市で一部事務を行っている。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	101 義務的事業	取得、転入届、20歳届出	件	465	408	395				04 国民年金制度の普及・啓発	市民窓口課(岩間)	義務的事業	
9	国民健康保険特別会計繰出金事務	一般会計より国保特別会計に対する繰出金を支出する事務。保険基盤安定繰出金(補助あり) 保険税軽減分 県 3/4 保険者支援分 県 1/4 国 1/2 職員給与費等繰出金 出産育児一時金繰出金 財政安定化支援事業繰出金 国保税負担緩和繰出金 その他繰出金	101 義務的事業	被保険者一人当たり繰出金	千円	0	27	31	市単独			02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業	
10	老人医療給付事業	旧老人保健医療に係る給付事業	101 義務的事業			0	0	0	市単独			03 後期高齢者医療制度の適正な運営	保険年金課	義務的事業	
11	医療福祉費支給事業	医療福祉費支給制度は、受給資格を満たす人が健康保険を使って医療機関を受診した場合、窓口一部負担金を公費で負担する茨城県の制度であり、昭和48年から開始された。(所得要件有) 外来自己負担金 小児・妊産婦・母子家庭・父子家庭は、1回あたり600円(1医療機関ごとに月2回まで) 重度心身障害者は自己負担金なし 入院自己負担金 小児・妊産婦・母子家庭・父子家庭は、1日あたり300円(1医療機関ごとに月10日まで) 重度心身障害者は自己負担金なし	101 義務的事業	受給率=受給者数/対象者数	%	92	87	86	県補助	393,656	452,101	420,992	01 医療福祉費支給制度の充実	保険年金課	義務的事業
12	高額療養費貸付事業	国保税に滞納があり、また、療養に要した費用が高額であるため、支払が困難なものに対し、医療費の一部(高額療養費支給額見込額の10分の9に相当する額の範囲内で市長が定めた額)を貸付する。	101 義務的事業	被保険者1人当たり貸付金額	円	0	426	269	市単独			02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業	
13	出産育児費資金貸付事業	出産が見込まれる世帯で出産育児一時金の支給までの間、出産に要する費用を支払うための資金(支給見込額の10分の8を限度)を貸し付ける。	101 義務的事業			0	0	0	市単独			02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業	
14	国民年金事業	国民年金法第3条、国民年金事業の事務の一部は、政令で定めるところにより市町村長が行うことが出来ることから市民サービスの向上のため市で一部事務を行っている。平成22年1月に社会保険庁が廃止され日本年金機構が発足した。平成24年8月に社会保障と税の一体改革の一環として年金機能強化法が成立し、それに伴い諸手続きの変更が予定されている。	101 義務的事業	年金事務所に行かず済んだ人(本庁のみ)	人	4,674	4,598	4,486	国補助	128	463	148	04 国民年金制度の普及・啓発	保険年金課	義務的事業

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

	施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果					補助区分	事業費(千円)			小施策	担当課	貢献度評価
				成果指標①	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度			
15	社会保障・税番号制度システム整備事業(年金医療G)	社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、利便性の高い公平公正な社会を実現するための社会基盤となる「社会保障・税番号制度」を導入するため、システムの改修を行う。	101 義務的事業	加入者一人当たりの支払額	円	0	0	4	国補助	0	0	71	01 医療福祉費支給制度の充実	保険年金課	義務的事業
16	後期高齢者医療制度広域事務	(共通経費)茨城県後期高齢者医療広域連合の経費に関し、県内各市町村が負担する。(機器使用料)広域連合より賃貸している後期システムの端末使用料を支払う。支所2台分。	101 義務的事業	広域連合負担金額	円	21,920,591	22,545,074	23,331,906	市単独	22,078	22,706	23,494	03 後期高齢者医療制度の適正な運営	保険年金課	義務的事業
17	後期高齢者医療制度費医療費公費負担事業	国の医療制度改革法によって、従来の老人保健は「高齢者の医療の確保に関する法律」に定められ、後期高齢者医療制度が規定された。療養給付費の実績と伸び率によって算出された金額を広域連合に支払う。	101 義務的事業			0	0	0	市単独	590,347	670,636	618,824	03 後期高齢者医療制度の適正な運営	保険年金課	義務的事業
18	後期高齢者医療特別会計繰出金事務	一般会計より後期高齢者医療特別会計に対する繰出金を支出する事務。・事務費繰出金・保険基盤安定繰出金・健診事業繰出金	101 義務的事業			0	0	0	国・県補助	155,228	167,265	173,860	03 後期高齢者医療制度の適正な運営	保険年金課	義務的事業
19	社会保障・税番号制度システム整備事業(国保G)	社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、利便性の高い公平公正な社会を実現するための社会基盤となる「社会保障・税番号制度」を導入するため、システムの改修を行う。	101 義務的事業	被保険者一人当たり支払額	円	0	5	22	国補助	0	125	503	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
20	国保連合会負担金事務	国保連合会へ保険者分として、会員負担金を納付する。	101 義務的事業	国保加入者一人当たり支払額	円	117	119	121		2,911	2,878	2,815	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
21	賦課徴収事務	国民健康保険の加入者に対し、国民健康保険税の賦課、徴収を行い国民健康保険の健全な財政運営を行う。近年の長引く景気低迷等により、調定額が下がり続けている状況にあり、収納率の向上が課題となっている。	101 義務的事業	国保税現年度徴収率	%	86	87	89	市単独	17,554	17,660	16,891	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
22	国保運営協議会事務	国民健康保険の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応じて審議し答申する。委員12名	101 義務的事業	国保一人当たり支払額	円	7	7	10		183	196	222	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
23	一般被保険者療養給付事業	一般国保加入者が療養の給付に要した保険者負担分の費用を国保連合会を通して各医療機関に支払、国県に対して負担金、補助金の申請、実績報告を行う。	101 義務的事業	金額	千円	4,518,416	4,655,350	4,764,000	国・県補助	4,518,416	4,655,350	4,764,000	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
24	退職被保険者等療養給付事業	退職者国保加入者が療養の給付に要した保険者負担分の費用を国保連合会を通して各医療機関に支払う。	101 義務的事業	金額	千円	278,445	262,777	230,000		0	266,000	230,000	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
25	一般被保険者療養事業	一般国保加入者が療養に要した保険者負担分の費用を国保連合会、柔道整復師等に支払、国・県に対して負担金、補助金の申請実績報告を作成報告する。	101 義務的事業	金額	千円	54,428	50,276	53,212	国・県補助	54,428	50,100	53,212	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
26	退職被保険者等療養事業	国保加入者が療養に要した保険者負担分の費用を国保連合会、柔道整復師等に支払う。	101 義務的事業	金額	千円	2,718	2,092	1,360		0	3,509	1,360	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
27	審査支払手数料事務(国民健康保険)	レセプトの審査に係る手数料を国保連合会へ支払う。	101 義務的事業	国保加入者1人当たり支払額	円	708	666	713		17,559	17,472	16,285	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
28	一般被保険者高額療養事業	被保険者の自己負担分が政令で定める額を超える場合高額療養費として支給。国、県に対して負担金、補助金の申請、実績報告を行う。	101 義務的事業	支給率	%	32	33	42	国・県補助	525,520	568,870	617,011	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
29	退職被保険者等高額療養事業	被保険者の自己負担分が政令で定める額を超える場合高額療養費として支給。負担金、補助金の申請、実績報告を行う。	101 義務的事業	支給率	%	29	30	36		0	33,045	31,528	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

	施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果					補助区分	事業費(千円)			小施策	担当課	貢献度評価
				成果指標①	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度			
30	一般被保険者等高額介護合算療養事業	医療費と介護保険の年間(前年8月～7月)自己負担限度額を越えた部分を支給する。	101 義務的事業	一人当たり支給額	円	4	11	8	国・県補助	0	145	180	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
31	退職被保険者等高額介護合算療養事業	医療費と介護保険の年間自己負担限度額を越えた部分を支給する。	101 義務的事業			0	0	0		0	0	0	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
32	一般被保険者移送事業	一般被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときに支給する。次のいずれかに該当した場合支給される。 1.移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 2.移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。 3.緊急その他やむを得なかったこと。	101 義務的事業	一般国保加入者一人当たり支払金額	円	0	1	0	国・県補助	0	35	0	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
33	退職被保険者等移送事業	一般被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときに支給する。次のいずれかに該当した場合支給される。1.移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。2.移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。3.緊急その他やむを得なかったこと。	101 義務的事業	退職被保険者1人当たり支払額	円	0	0	0		0	22	0	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
34	出産育児一時金支給事業	被保険者の出産に対して国保連合会からの請求に対して支払う。3分の2を一般会計から繰入れする。	101 義務的事業	支給額	円	420,000	420,000	420,000	市単独	42,240	39,900	39,432	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
35	葬祭費支給事業	国保加入者の死亡に対し葬祭費を支給する。	101 義務的事業	支給額	円	50,000	50,000	50,000	市単独	7,250	7,000	6,000	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
36	後期高齢者支援事業	後期高齢者医療制度による支援金を各被保険者において社会保険診療報酬支払基金を通じて納付する。後期高齢者支援金に対する国県の負担金補助金の申請実績報告を行う。	101 義務的事業	被保険者1人当りの支援金	千円	51	53	55	国・県補助	1,292,769	1,288,922	1,273,747	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
37	後期高齢者関係事務費拠出事業	後期高齢者医療制度による支援金に係る事務費を社会保険診療報酬支払基金に納付する。	101 義務的事業	被保険者1人当りの納付額	円	4	3	4	市単独	106	93	86	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
38	前期高齢者納付事業	・65歳以上75歳未満の前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整するため前期高齢者納付金を社会保険診療報酬支払基金を通じて納付する。 ・前期高齢者納付金に対する国県の負担金補助金の申請実績報告を行う。	101 義務的事業	被保険者1人当り納付金	円	49	37	33	国・県補助	1,193	910	774	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
39	前期高齢者関係事務費拠出事業	前期高齢者納付金に係る事務費を社会保険診療報酬支払基金に納付する。	101 義務的事業	国保加入者1人当り納付金	円	4	3	4	市単独	106	93	88	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
40	介護納付事業	・40歳以上65歳未満の第2号被保険者が負担する費用について、国保税の介護分また、国県の負担金補助金より社会保険診療報酬支払基金を通じて納付する。 ・介護納付金に対する負担金、補助金の申請実績報告を行う。	101 義務的事業	国保加入者1人当り納付額	千円	61	67	64	国・県補助	592,746	603,727	540,632	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
41	高額医療費共同事業医療費拠出事業	高額な医療費の発生が国保の財政に与える影響を緩和するため支出する。	101 義務的事業	一人当たり支払額	千円	7	9	10	国・県補助	0	226,017	229,261	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
42	高額医療費共同事業事務費拠出事業	高額医療費共同事業に係る事務費を支出する。	101 義務的事業			0	0	0	市単独	0	0	0	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
43	その他共同事業拠出事業	「年金受給権者一覧表」掲載人員数に基づく拠出金を国保連合会に支払う。	101 義務的事業			0	0	0		2	2	2	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
44	保険財政共同安定化事業拠出事業	国民健康保険の財政の安定化を図るため、1件当たり30万円のレセプトに係る拠出金を国保連合会へ納付する。27年度からは、1件1円以上のレセプトが対象になるため、予算規模が大きく増加する。	101 義務的事業	国保加入者一人当たり支払額	千円	29	31	89		717,574	744,620	2,071,572	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

	施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果					補助区分	事業費(千円)			小施策	担当課	貢献度評価
				成果指標①	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度			
45	国民健康保険財政調整基金事業	急激な医療費の増加に対応するため、基金を確保することが望ましい。	101 義務的事業			0	0	0		0	20,000	0	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
46	一般被保険者保険税還付事務	一般被保険者世帯で、過年所得の更正や、遡及して資格喪失等の異動に伴い、過誤納金が発生した場合還付する事務	101 義務的事業	一般国保還付金額	千円	0	10,000	10,000	市単独	0	10,000	10,000	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
47	退職被保険者等保険税還付事務	退職被保険者世帯で、過年所得の更正や、遡及して資格喪失等の異動に伴い、過誤納金が発生した場合還付する事務	101 義務的事業	退職国保還付金額	千円	0	200	200	市単独	0	200	200	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
48	償還金事務(国民健康保険)	療養給付費等負担金、特定健康診査等負担金等の前年度精算に伴い、補助金の返還が生じた場合に支出する事務。	101 義務的事業	償還金額	千円	125,424	86,199	64,050		125,424	86,199	64,050	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
49	一般被保険者保険税還付加算金事務	一般国保で、国の定めによる加算金が発生した場合に支払いする事務	101 義務的事業	一般国保還付加算金	千円	0	280	180	市単独	0	280	180	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
50	退職被保険者等保険税還付加算金事務	退職国保で、国の定めによる加算金が発生した場合に支払いする事務	101 義務的事業	退職国保還付加算金	千円	0	1	3	市単独	0	1	3	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
51	直営診療施設勘定補助事業	市立病院の運営費及び施設整備費に係る特別調整交付金(国庫)を国保特別会計に収入し、同額を市立病院会計へ支出する。	101 義務的事業	支払金額	千円	6,067	4,235	3,518	国補助	6,067	4,235	3,518	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
52	老人保健事務費拠出事業	老人保健に係る事務費を経過措置として平成29年度まで支出する。	101 義務的事業			0	0	0		51	48	48	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
53	予備費管理事務(国民健康保険)	不測の支出が発生した場合の対応として確保予算計上が必要となる。	101 義務的事業	執行率	%	0	0	0		51	0	2,155	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
54	後期高齢者医療制度運営事業	国の医療制度改革法によって、従来の老人保健は「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められ、後期高齢者医療制度が規定された。	101 義務的事業	後期高齢者被保険者数	人	10,313	10,467	10,761	市単独	6,480	7,357	6,983	03 後期高齢者医療制度の適正な運営	保険年金課	義務的事業
55	社会保障・税番号制度システム整備事業(年金医療G・後期)	社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、利便性の高い公平公正な社会を実現するための社会基盤となる「社会保障・税番号制度」を導入するため、システムの改修を行う。	101 義務的事業	被保険者一人当たりの支払額	円	0	2	8	国補助	0	22	87	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	義務的事業
56	後期高齢者医療保険料徴収事務(笠間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。加入者に対し、保険料の徴収業務を行い、後期高齢者医療制度の健全な財政運営を図る。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	101 義務的事業	保険料納付額(笠間市)	円	495,486,100	496,000,000	497,968,000		0	0	0	03 後期高齢者医療制度の適正な運営	市民窓口課(笠間)	義務的事業
57	後期高齢者医療保険料徴収事務(岩間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。加入者に対し、保険料の徴収業務を行い、後期高齢者医療制度の健全な財政運営を図る。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	101 義務的事業	保険料納付額(笠間市)	円	495,486,100	496,000,000	497,968,000		0	0	0	03 後期高齢者医療制度の適正な運営	市民窓口課(岩間)	義務的事業
58	後期高齢者医療保険料徴収事務	後期高齢者の医療に要する費用の適正化を図るとともに、後期高齢者医療制度の運営が適正かつ円滑に行われる事を目的とする。後期高齢者の場合、保険料未納となる方は無年金者もしくは低年金者の方が多く、個別訪問をしても納付は難しい方が多い。	101 義務的事業	保険料納付額	円	495,486,100	496,003,000	497,968,000	市単独	3,562	3,651	3,598	03 後期高齢者医療制度の適正な運営	保険年金課	義務的事業
59	広域連合納付金事務	後期高齢者の医療に要する費用の適正化を図るとともに、後期高齢者医療制度の運営が適正かつ円滑に行われる事を目的とするのに徴収した保険料について、茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する。	101 義務的事業	後期高齢者保険料徴収額	円	495,486,100	499,603,000	497,868,000	市単独	636,300	654,075	664,241	03 後期高齢者医療制度の適正な運営	保険年金課	義務的事業

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

	施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果			補助区分	事業費(千円)			小施策	担当課	貢献度評価		
				成果指標①	単位	平成25年度		平成26年度	平成27年度	平成25年度				平成26年度	平成27年度
60	一般会計繰出金事務(後期高齢)	後期高齢者医療特別会計より一般会計に対する繰出し金を支出する事務を行う。	101 義務的事業			0	0	0	市単独	621	1	1,015	03 後期高齢者医療制度の適正な運営	保険年金課	義務的事業
61	保険料還付金事務	後期高齢者医療保険の健全な財政運営を図るために適正な処理を行なう。	101 義務的事業	還付金	円	1,132,400	1,926,800	1,902,500	市単独	1,132	1,927	1,903	03 後期高齢者医療制度の適正な運営	保険年金課	義務的事業
62	保険料還付加算金事務	過誤納還付金が保留となるのは、日本年金機構からの返納通知が来ないためであったり、振り込み指定口座の返送が無く、還付が出来ない状態が続くと加算金が発生する場合がある。	101 義務的事業	還付加算金	円	0	150,000	61,200	市単独	0	150	62	03 後期高齢者医療制度の適正な運営	保険年金課	義務的事業
63	後期高齢者健診事業(笠間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事業。75歳以上の高齢者及び一定以上の障害がある65歳以上75歳未満の加入者に対し疾病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査、健康指導を行う。	101 義務的事業	受診者数(笠間市)	人	2,091	2,138	2,168		0	0	0	03 後期高齢者医療制度の適正な運営	市民窓口課(笠間)	義務的事業
64	後期高齢者健診事業(岩間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事業。75歳以上の高齢者及び一定以上の障害のある65歳以上75歳未満の加入者に対し疾病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査、健康指導を行う。	101 義務的事業	受診者数(笠間市)	人	2,091	2,138	2,168		0	0	0	03 後期高齢者医療制度の適正な運営	市民窓口課(岩間)	義務的事業
65	後期高齢者健診事業	高齢者の医療の確保に関する法律の中に、高齢期における適切な医療の確保を図るため、被保険者の健康診査等の実施に関する措置を講ずることがうたわれている。基本的な健康診査の項目を無料で受けることができる。(年1回)	101 義務的事業	受診者数	人	2,091	2,138	2,168	市単独	13,015	13,607	13,905	03 後期高齢者医療制度の適正な運営	保険年金課	2
66	特定保健指導事業	健診結果により、メタボリックシンドロームのリスクのある方へ特定保健指導を行う。	101 義務的事業	特定保健指導者実施率	%	18	32	31		169	0	141	02 国民健康保険の安定運営	健康増進課	義務的事業
67	予備費管理事務(後期高齢)	不測の支出に対応するため	101 義務的事業			0	0	0	市単独	0	100	0	03 後期高齢者医療制度の適正な運営	保険年金課	義務的事業
68	医療福祉費支給事業(市単独分)	県制度においては、平成22年10月より小児の対象年齢が未就学児までだったものが、小学校3年生まで対象が拡大された。それに伴い、市単独事業として小学校4年～小学校6年生まで対象年齢を拡大した。認定要件、自己負担金等は県基準に準ずる。平成25年度からは対象年齢を中学校3年生まで拡大して実施。平成26年10月から県制度の対象が中学3年生まで(中学生は入院分のみ)に拡大したため、市単独事業としては中学生の外來分のみとなる。	106 政策的事業	受給率=受給者数/対象者数	%	73	72	72	市単独	42,120	33,052	19,658	01 医療福祉費支給制度の充実	保険年金課	3
69	医療福祉費自己負担金助成事業	医療福祉費受給認定者が医療機関等へ支払った自己負担金および入院時の食事療養費を助成することにより、受給認定者の経済的負担の軽減を更にはかる。1月、4月、7月、10月の3ヶ月毎に支給。区分が生徒の中学校1年生～3年生は支給対象外。	106 政策的事業	自己負担金償還額	円	54,992,669	52,899,330	54,807,000	市単独	58,253	42,433	57,353	01 医療福祉費支給制度の充実	保険年金課	3
70	国保健康づくり推進事業(医療費通知)	・受診年月、受診者名、医療機関名、診療区分、日数、医療費の費用額・国保負担分・本人負担分を通知する。・ジェネリック医薬品使用差額通知書の送付	106 政策的事業	1世帯当たり通知件数(医療費通知)	通	4	4	5	市単独	3,310	3,310	3,279	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	1
71	特定健康診査事業(笠間支所)	40歳から74歳の国民健康保険加入者に対し生活習慣病を予防するための健康診査、健康指導を行う。	106 政策的事業	受診率(笠間市)	%	38	39	37		0	0	0	02 国民健康保険の安定運営	市民窓口課(笠間)	内部事務事業
72	特定健康診査事業(岩間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事業。40歳から74歳の国民健康保険加入者に対し生活習慣病を予防するための健康診査、健康指導を行う。	106 政策的事業	受診率(笠間市)	%	38	39	37		0	0	0	02 国民健康保険の安定運営	市民窓口課(岩間)	内部事務事業
73	国保健康づくり推進事業(人間ドック・脳ドック)	40歳から74歳の国保加入者の人間ドック、脳ドックに対し補助を行う。	106 政策的事業	受診率	%	3	4	4	市単独	18,255	21,086	20,455	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	1
74	国保健康づくり推進事業(保健カレンダー)	健康増進課を主体に編集を行い、笠間市全世帯分の保健カレンダーを作成。支出は国保特別会計からであるが、国保加入者以外分を人口と按分して、一般会計より繰り入れる。	106 政策的事業	国保加入者分	部	9,127	8,874	8,232	市単独	0	1,696	454	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	1

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

	施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果			補助区分	事業費(千円)			小施策	担当課	貢献度評価		
				成果指標①	単位	平成25年度		平成26年度	平成27年度	平成25年度				平成26年度	平成27年度
75	医療福祉費(マル福)事務(笠間支所)	昭和48年に開始された茨城県の制度で、医療福祉費受給対象者がマル福自己負担金だけで医療機関を受診できる制度。なお、笠間市単独助成事業では平成22年10月に小学校4年生から小学校6年生まで対象年齢を拡大している。平成25年度から対象年齢を中学校3年生まで拡大して実施。平成26年10月から県制度の対象が中学3年生まで(中学生は入院分のみ)に拡大したため、市単独事業としては中学生の外来分のみとなる。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	106 政策的事業	受給率=受給者数/対象者数(笠間市)	%	83	87	86	県補助	0	0	0	01 医療福祉費支給制度の充実	市民窓口課(笠間)	内部事務事業
76	医療福祉費(マル福)事務(岩間支所)	昭和48年に開始された茨城県の制度で、医療福祉費受給対象者がマル福自己負担金だけで医療機関を受診できる制度。なお、笠間市単独助成事業では平成22年10月に小学校4年生から小学校6年生まで、平成25年度から中学校3年生まで対象年齢を拡大して実施している。平成26年10月から県制度の対象が中学3年生まで(中学生は入院分のみ)に拡大したため、市単独事業としては中学生の外来分のみとなる。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	106 政策的事業	受給率=受給者数/対象者数(笠間市)	%	92	87	86		0	0	0	01 医療福祉費支給制度の充実	市民窓口課(岩間)	内部事務事業
77	後期高齢者人間ドック事業	高齢者の医療の確保に関する法律の中に、高齢期における適切な医療の確保を図るため、被保険者の健康診査等の実施に関する措置を講ずることがうたわれている。人間ドック補助一人25,000円 脳ドック補助一人35,000円	106 政策的事業	受診率	%	0	0	0	市単独	2,100	2,110	2,215	03 後期高齢者医療制度の適正な運営	保険年金課	2
78	特定健康診査等事業	40歳から74歳の国保加入者に生活習慣病を予防するための健康診査、健康指導を行う。	106 政策的事業	受診率	%	38	39	37	国・県補助	53,000	57,403	60,640	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	4
79	趣旨普及事業(国民健康保険)	国民健康保険制度の普及、啓蒙を図るため、本算定時に送付する納税通知書に同封する「国保だより」の作成、年度末に送付する保険証に同封する「国保ガイドブック」の作成する。	106 政策的事業	国保加入世帯	世帯	13,454	13,391	13,167	市単独	516	519	500	02 国民健康保険の安定運営	保険年金課	6

シート1 施策内事務事業目的直結度評価

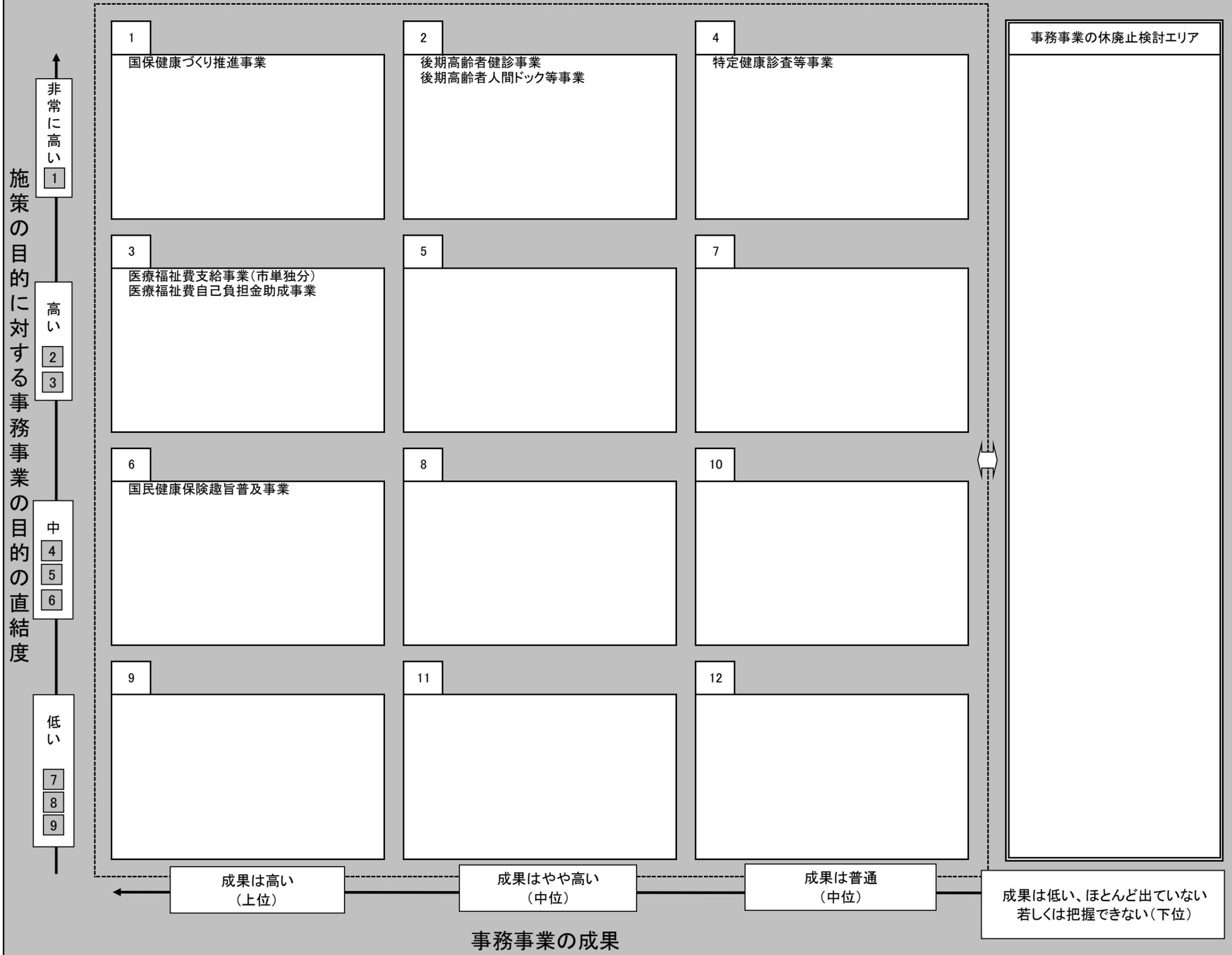
施策名 社会保障



- 義務的・事務的・内部事務事業**
- 国民健康保険特別会計繰出金事務
 - 老人医療給付事業
 - 医療福祉費支給事業
 - 高額療養費貸付事業
 - 出産育児費貸付事業
 - 国民年金事務
 - 社会保障・税番号制度システム整備事業(年金医療・国保・後期)
 - 後期高齢者医療制度広域事務
 - 後期高齢者医療制度費医療費公費負担事業
 - 後期高齢者医療特別会計繰出金事務
 - 国保連合会負担金事務
 - 賦課徴収事務
 - 国保運営協議会事務
 - 一般被保険者療養給付事業
 - 退職被保険者等療養給付事業
 - 一般被保険者療養事業
 - 退職被保険者等療養事業
 - 審査支払手数料事務(国民健康保険)
 - 一般被保険者高額療養事業
 - 退職被保険者等高額療養事業
 - 一般被保険者等高額介護合算療養事業
 - 退職被保険者等高額介護合算療養事業
 - 一般被保険者移送事業
 - 退職被保険者等移送事業
 - 出産育児一時金支給事務
 - 葬祭費支給事業
 - 後期高齢者支援事業
 - 後期高齢者関係事務費拠出事業
 - 前期高齢者納付事業
 - 前期高齢者関係事務費拠出事業
 - 介護納付事業
 - 高額医療費共同事業医療費拠出事業
 - 高額医療費共同事業事務費拠出事業
 - その他共同事業拠出事業
 - 保険財政共同安定化事業拠出事業
 - 国民健康保険財政調整基金事業
 - 一般被保険者保険税還付事務
 - 退職被保険者等保険税還付事務
 - 還付金事務(国民健康保険)
 - 一般被保険者保険税還付加算金事務
 - 退職被保険者等保険税還付加算金事務
 - 直営診療施設勘定補助事業
 - 老人保健事務費拠出事業
 - 予備費管理事務(国民健康保険・後期)
 - 後期高齢者医療制度運営事業
 - 後期高齢者医療保険料徴収事務
 - 広域連合納付金事務
 - 一般会計繰出金事務(後期)
 - 保険料還付金事務
 - 保険料還付加算金事務
 - 特定保健指導事業
 - 国民健康保険税徴収事務(笠間支所・岩間支所)
 - 国民健康保険事務事業(笠間支所・岩間支所)
 - 後期高齢者医療制度事業(笠間支所・岩間支所)
 - 後期高齢者医療保険料徴収事務(笠間支所・岩間支所)
 - 後期高齢者健診事業(笠間支所・岩間支所)
 - 国民年金事務(笠間支所・岩間支所)
 - 特定健康診査事業(笠間支所・岩間支所)
 - 医療福祉費(マル福)事務(笠間支所・岩間支所)

シート2 施策内事務事業貢献度評価

施策名 社会保障



事務事業の休廃止検討エリア

- 義務的的事业, 内部事務事業**
- 国民健康保険特別会計繰出金事務
 - 老人医療給付事業
 - 医療福祉費支給事業
 - 高額療養費貸付事業
 - 出産育児費貸付事業
 - 国民年金事業
 - 社会保障・税番号制度システム整備事業(年金医療・国保・後期)
 - 後期高齢者医療制度広域事務
 - 後期高齢者医療制度費医療費公費負担事業
 - 後期高齢者医療特別会計繰出金事務
 - 国保連合会負担金事務
 - 賦課徴収事務
 - 国保運営協議会事務
 - 一般被保険者療養給付事業
 - 退職被保険者等療養給付事業
 - 一般被保険者療養事業
 - 退職被保険者等療養事業
 - 審査支払手数料事務(国民健康保険)
 - 一般被保険者高額療養事業
 - 退職被保険者等高額療養事業
 - 一般被保険者等高額介護合算療養事業
 - 退職被保険者等高額介護合算療養事業
 - 一般被保険者移送事業
 - 退職被保険者等移送事業
 - 出産育児一時金支給事業
 - 葬祭費支給事業
 - 後期高齢者支援事業
 - 後期高齢者関係事務費拠出事業
 - 前期高齢者納付事業
 - 前期高齢者関係事務費拠出事業
 - 介護納付事業
 - 高額医療費共同事業医療費拠出事業
 - 高額医療費共同事業事務費拠出事業
 - その他共同事業拠出事業
 - 保険財政共同安定化事業拠出事業
 - 国民健康保険財政調整基金事業
 - 一般被保険者保険税還付事務
 - 退職被保険者等保険税還付事務
 - 還付金事務(国民健康保険)
 - 一般被保険者保険税還付加算金事務
 - 退職被保険者等保険税還付加算金事務
 - 直営診療施設勘定補助事業
 - 老人保健事務費拠出事業
 - 予備費管理事務(国民健康保険・後期)
 - 後期高齢者医療制度運営事業
 - 後期高齢者医療保険料徴収事務
 - 広域連合納付金事務
 - 一般会計繰出金事務(後期)
 - 保険料還付金事務
 - 保険料還付加算金事務
 - 特定保健指導事業
 - 国民健康保険税徴収事務(笠間支所・岩間支所)
 - 国民健康保険事務事業(笠間支所・岩間支所)
 - 後期高齢者医療制度事業(笠間支所・岩間支所)
 - 後期高齢者医療保険料徴収事務(笠間支所・岩間支所)
 - 後期高齢者健診事業(笠間支所・岩間支所)
 - 国民年金事務(笠間支所・岩間支所)
 - 特定健康診査事業(笠間支所・岩間支所)
 - 医療福祉費(マル福)事務(笠間支所・岩間支所)
- 事務事業の成果基準の説明**